

☆ ヘルパー派遣上の注意事項 ☆

ヘルパーが行う支援とは・・・子どもと保護者の為の日常的な育児・家事の補助です。
子ども家庭支援センターが承認した内容(承認通知書に記載したもののみ)となります。

行えない支援の例

- 医療行為等の専門的な知識や技術が必要なもの、保護者の目を離れたお預かり
(お子さんだけを公園等へ連れて行く、留守宅での保育)
- 大掃除的な部屋の清掃、自宅以外のゴミ出し、風呂・トイレ掃除、布団干し、ペットの世話、庭の草取り、家屋の修理等
- 保護者と子ども以外の食事、多量な食事の作り置き。一般的な家庭料理の範疇を超えるもの
- ヘルパーによる代金の立替えをする買い物
(自宅で金銭を受け渡し、必ず領収書等で確認をしてください)

次の場合は、ヘルパーを派遣できません

- 保護者又はお子さんが一時的に市外に居住するとき、又は住民票がない場合
- お子さん又は一緒に住んでいる家族が感染症(一覧参照)にかかったとき
※感染がわかり次第、子ども家庭支援センターへご連絡ください
- ヘルパーが正常なサービスを行うのに支障があると認めるとき(台風、雪など)
- ヘルパーに対し暴力脅迫等の行為があるとき、又はその恐れがあるとき

派遣日時の変更、キャンセル・・・必ず、子ども家庭支援センターにご連絡ください

原則キャンセル・日時変更はできません。派遣日時の変更は事業者との調整が可能な場合のみお受けします。ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

<キャンセル料について>

- 前日の午後5時まで・・・無料
※月曜日・祝日明けの派遣キャンセルは、土曜日又は祝前日の午後5時までにご連絡ください。
- 前日の午後5時以降から派遣開始時間まで・・・1時間を限度とし利用料を負担
※支援センター休館日(月曜日)の当日キャンセルは、直接ヘルパー事業所へご連絡ください。
※ヘルパー事業所へ直接連絡した後、子ども家庭支援センターの留守番電話に入れるか翌日報告を忘れずに行ってください。(子ども家庭支援センターは土曜日午後5時以降～月曜日、電話連絡の受付はできません)
- 派遣時間開始後の利用者都合による時間短縮、キャンセルの場合・・・予定時間分の利用料を負担

※承認された派遣限度時間をやむを得ず超えた場合は、実費負担となり、直接事業所へお支払い頂くこととなります。ご注意ください。

※支援が派遣計画に基づいて行われているか、事業所より報告を受けることになっております。

※家庭状況が変わった場合等はすみやかにご連絡ください。

国分寺市立子ども家庭支援センター
〒185-0034 国分寺市光町3-13-20 電話042-572-8138
火曜～土曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00

